

第1章

計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 次世代育成支援行動計画との一体的策定
4. 計画の期間
5. 計画の策定体制等

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

現代の子どもと子育て家庭を取り巻く環境においては、保育所の待機児童が大きな社会問題となっています。女性の社会進出による共働き家庭の急増が要因となっていますが、中でも産休明け、育休明けでの0歳児の受け入れ不足が深刻であり、子どもを預けたいときに預けられないという状況が解消されず、仕事や生活に支障を来す家庭も多くなっています。

また、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、祖父母や近隣住民等からの子育てに対する支援や協力を得ることが困難な状況もあり、家庭における子どもの養育力の低下も見られます。さらに、非正規雇用、パート・アルバイトの増加など、経済的な面からも厳しい状況が続き、就労環境においても仕事と子育てを両立させることが依然として容易ではない状況となっています。

町においては、国の「次世代育成支援対策推進法」（平成15年制定）に基づき、平成17年には次世代育成支援行動計画（前期計画）を策定し、平成22年には前期計画を見直した後期計画も策定し、次代を担う子どもたちの育成を支援するために、総合的な視点から様々な事業を展開してきました。

さらに国では、子どもと子育て家庭を取り巻く社会情勢の変化を受け、幼保一体化を含む新たな支援システムの構築を目指し、「子ども・子育て関連3法」を制定しました。新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

町では、このような国の方向性を踏まえ、新制度に基づき策定が義務づけられている「子ども・子育て支援事業計画」を策定したところであり、「教育・保育事業」や「地域子ども・子育て支援事業」等の整備計画、保幼小の連携、教育・保育の質の確保等といった事業計画に掲げるべき内容とともに、次世代育成支援行動計画も一体的に策定し、子どもの健やかな育ちと安心、安全に子育てができる環境となるよう、これまでの取り組みを一層強化していきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の期限が 10 年間延長されたこと(平成 37 年 3 月 31 日まで)から、同法第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」も本計画に位置付け、一体的に策定します。また、計画の中に母子保健に関する事項も盛り込むことで、母子保健計画も包括的に策定することとしています。

また、県の「沖縄県子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図っているほか、市町村計画においては、本町の上位計画である「北谷町第 5 次総合計画」を踏襲するとともに、子どもの福祉や教育に関する町の他計画などとの整合性を図り、調和を保って策定しています。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

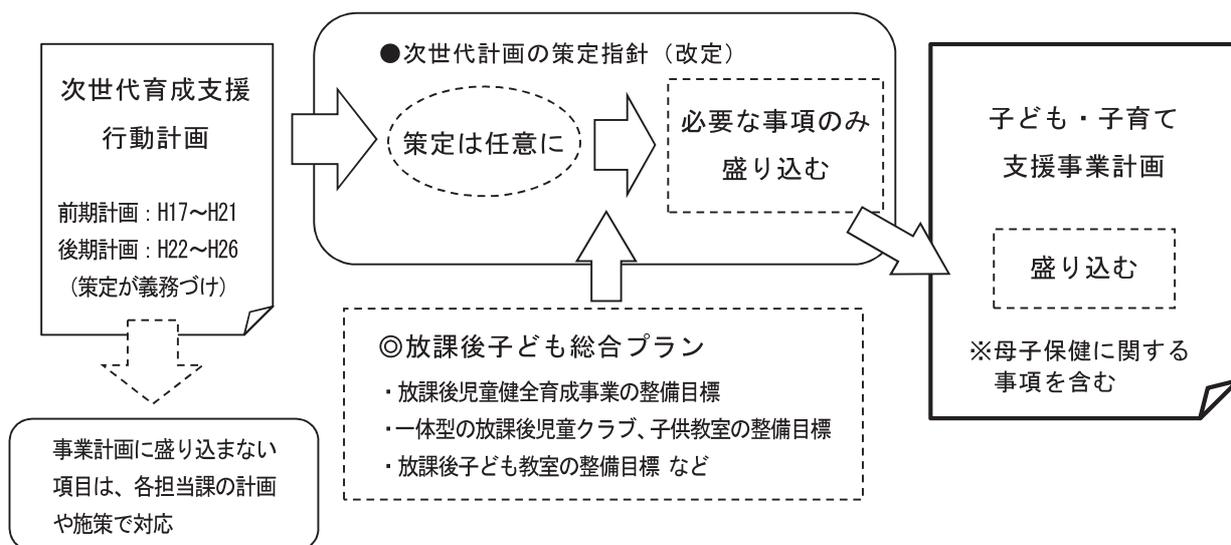
(市町村行動計画)

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、(中略)その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

3. 次世代育成支援行動計画との一体的策定

次世代育成支援行動計画は、平成 17 年度から平成 26 年度までの少子化対策を中心とした総合的な子育て支援の計画であり、市町村は策定が義務付けされていました。この計画は平成 27 年度以降は、改正された次世代育成支援対策推進法により任意での策定となり、また「計画の一部のみの策定」、「子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定」することも可能となりました。本町では、幼児期の教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業といった子育て支援サービス等の確保方策、保幼小の連携、保育の質の確保などを必須項目として掲げる子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援行動計画の一部を一体的に策定し、子どもの育ちを保障し、また子育てをしやすい環境づくりを目指します。

また、小学生が健全に、安全に、放課後を過ごすために、「放課後子ども総合プラン」を本計画の中に盛りこみ、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)と放課後子ども教室のさらなる推進を図ります。



4. 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5カ年計画であり、年度ごとに事業の実施状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。



5. 計画の策定体制等

本計画の策定にあたっては、県や圏域の市町村との情報交換、庁内の関係課との意見交換により取り組みの吟味を行ったほか、平成26年より有識者、地域の関係者、当事者等で構成される「北谷町子ども・子育て会議」での議論、意見を踏まえて策定しています。

